

事 務 連 絡  
令和4年12月12日

各都道府県消防防災主管課 }  
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消 防 庁 予 防 課

消防法施行規則第19条第5項第19号イ(ホ)に規定する標識の例の掲載について

消防法施行規則の一部を改正する省令（令和4年総務省令第62号）による改正後の消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第19条第5項第19号イ(ホ)に規定する標識について、「二酸化炭素消火設備の設置に係るガイドラインの策定について」（令和4年11月24日付け消防予第573号）別紙1「二酸化炭素消火設備の設置に係るガイドライン」第9に示した標識の例の電子データを下記のとおり消防庁ホームページに掲載しましたのでお知らせします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知していただくようお願いいたします。

記

1 URL（消防庁ホームページ）

<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/nisannkatannso/anzentaisaku.html>

2 標識の例

別紙のとおり

< 標識の例 1 >

日本産業規格 A8312(2021)の図 A. 1 の標識 (サイズ※ : A 3)



※ A 3サイズで出力することができない場合は、「A 4サイズで出力する場合はこちら（4分割）」から出力し、のりしろに従ってつなぎ合わせてください。

< 標識の例 2 >

「二酸化炭素が人体に危害を及ぼすおそれがあること」及び「消火剤が放射された場合は、当該場所に立ち入ってはならないこと」を記載した標識 (サイズ : A 4)

この室は、  
二酸化炭素消火設備が設置されています。  
消火ガスを吸い込むと死傷のおそれがあります。  
消火ガスが放出された場合は入室しないこと。  
室に入る場合は、消火ガスが滞留していないことを  
確認すること。